

## 東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都が、第一種フロン類充填回収業者（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）第27条第1項の規定に基づく東京都知事（以下「知事」という。）の登録（以下「新規登録」という。）又は同法第30条第1項の規定に基づく登録の更新（以下「更新登録」といい、これらを総称して、以下「フロン排出抑制法に基づく登録」という。）を受けた者をいう。以下「充填回収業者」という。）によるフロン類回収率の改善を図るため、充填回収業者の技術力を評価し、技術力向上につなげることを目的として実施する東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度（以下「本制度」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 本制度の認定の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、フロン排出抑制法に基づく登録を受けている充填回収業者であって、次の各号のいずれにも適合する者とする。

- 一 審査対象期間（次条に規定する審査対象期間をいう。以下同じ。）において、回収作業を行っていること。
- 二 審査対象期間において、フロン排出抑制法第47条第3項の規定に基づき、充填量、回収量等を知事に報告していること。
- 三 審査対象期間において、充填回収業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料（都内の事務所及び事業所について納付義務があるものに限る。）について滞納していないこと。
- 四 審査対象期間の初日以降、フロン排出抑制法に基づく不利益処分を受けていないこと。
- 五 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）
  - ロ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
  - ハ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

### (審査対象期間)

第3条 認定に係る審査の対象となる期間は、申請日の5年前の日が属する年度の4月1日から当該申請日が属する年度の前年度の3月31日まで（第7条第2項又は第9条第2項の規定に基づく申請において当該期間が5年に満たない場合は、フロン排出抑制法に基づく登録を受けた日から当該申請日が属する年度の前年度の3月31日まで）とする。

（審査項目）

第4条 審査項目の区分は、法令の遵守状況を確認する「ベーシック項目」及び法令を上回る取組を評価する「チャレンジ項目」とし、うち「チャレンジ項目」は、「技術力評価」及び「社会貢献活動評価」とし、うち「技術力評価」は、「回収作業の見直し」及び「従業員教育・人材確保」とする。

2 審査項目は、前項の区分ごとに、別表1の「項目」欄及び「細項目」欄に掲げるとおりとする。

（審査手順）

第5条 審査は、次の各号に掲げる順序で行うものとする。

- 一 「ベーシック項目」の審査を実施し、いずれの審査項目にも適合する場合は、「チャレンジ項目」の審査を実施する。
- 二 「チャレンジ項目」の審査において、適合する審査項目に割り当てられた点数を合計した点数（以下「得点」という。）に応じて、次条に規定する認定の区分（以下「認定区分」という。）における適否を判定する。

（認定区分・認定基準等）

第6条 認定区分、その位置付け及び認定基準は、下表のとおりとする。

認定区分	位置付け	認定基準
Sランク	高い回収技術を有し、フロン類の回収率の向上に向けた取組を確実に進めている。	チャレンジ項目全体及び回収作業の見直しの得点が、別に定める一定の水準を満たすこと。
Aランク	フロン類の回収率向上に向けた取組を確実に進めている。	チャレンジ項目全体の得点が、別に定める一定の水準を満たすこと。

（認定）

第7条 知事は、事業者からの申請に基づき、当該事業者について、第4条第2項に掲げる事項に関する取組の実施状況が前条の認定区分に対応する認定基準に適合するものであることの認定を行うことができる。

2 本制度の認定を受けようとする事業者は、知事が指定する期間内に、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書（別記様式第1号）に、別表1の「審査書類」欄に掲げる書類及び知事が指定する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

なお、別表1のチャレンジ項目に係る「審査書類」欄に掲げる書類について提出がない場合は、当該審査項目に係る審査は実施しない。

3 認定の有効期間は、フロン排出抑制法に基づく登録の期間（以下「登録期間」という。）とする。ただし、登録期間の中途に本制度の認定を受ける場合における認定の有効期間は、当該認定を受けた日から登録期間が満了する日までとする。

4 第2項の申請は、新規登録を受けた事業者にあつては当該登録を受けた年度の翌年度以降に、更新登録を受けた事業者にあつては当該登録を受けた年度以降に行うものとする。

#### （認定の更新）

第8条 前条第1項の認定は、更新登録に合わせてその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第2項及び第3項本文の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 前項で準用する前条第2項の申請があつた場合において、認定の有効期間の満了の日までに、第11条に規定する通知がなされないときは、認定の有効期間の満了後もその通知がなされるまでの間は、なお従前の認定区分に適合しているものとみなす。

4 前項の場合において、認定の更新がなされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

#### （認定区分の変更の認定）

第9条 知事は、認定区分の変更の認定（認定の有効期間において、第6条に掲げる認定区分をAランクからSランクに、又はSランクからAランクに変更して認定することをいう。以下同じ。）を受けようとする事業者からの申請に基づき、当該事業者について、第4条第2項に掲げる事項に関する取組の実施状況が第6条の認定区分に対応する認定基準に適合するものであることの認定を行うことができる。

2 第7条第2項の規定は、前項の認定について準用する。この場合において、「知事が指定する期間内に」とあるのは、「従前の認定を受けた年度の翌年度以降に」と読み替えるものとする。

3 前項で準用する第7条第2項の申請があつた場合において、従前の認定は、

第 11 条に規定する通知がなされるまでの間は、なお従前の認定区分に適合しているものとみなす。

- 4 前項の場合において、認定区分の変更の認定がなされたときは、その認定の有効期間は、当該認定の日から従前の認定の有効期間が満了する日までとする。

(現地調査)

第 10 条 知事は、必要に応じて、第 7 条から前条までの規定に基づき本制度の認定を申請する者（以下「申請者」という）が行った申請の内容を確認するため、現地調査を行うことができる。

(認定等の通知)

第 11 条 知事は、第 7 条から第 9 条までの規定による認定をしたときは、申請者に対し、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定通知書（別記様式第 2 号。以下「認定書」という。）により、その旨を通知するものとする。

- 2 知事は、認定をしないことを決定したときは、申請者に対し、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定不適合通知書（別記様式第 3 号）により、その旨を通知するものとする。
- 3 前 2 項の標準処理期間は、60 日とする。ただし、次の各号に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
  - 一 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条に定める休日の日数
  - 二 申請の形式上の要件に係る不備等の理由による補正又は必要な書類等の追加に要する日数
  - 三 フロン排出抑制法第 47 条第 3 項の規定に基づき、充填量、回収量等を知事に報告するまでの日数

(認定事業者名等の公表)

第 12 条 知事は、認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の氏名又は名称、住所、連絡先、認定番号、認定区分及び認定期間を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表の手段は、次の各号に掲げる方法とする。
  - 一 東京都環境局での閲覧
  - 二 インターネットの利用による公表
  - 三 この要綱の趣旨に照らし、知事が適当と判断する団体、機関等への情報提供
  - 四 その他知事が必要と認める手段

(変更の届出)

第13条 認定事業者は、氏名又は名称、住所及び連絡先に変更があったときは、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度変更届書（別記様式第4号）に、知事が指定する書類を添えて、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 第11条第1項の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第14条 認定事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度廃業届出書（別記様式第5号）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 第一種フロン類充填回収業を廃止した場合 充填回収業者であった個人又は充填回収業者であった法人を代表する役員

2 認定事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、本制度の認定は、その効力を失う。

(認定の返納)

第15条 認定事業者が第7条から第9条までの規定による認定を返納しようとする場合においては、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度認定返納届出書（別記様式第6号）に、認定書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第16条 知事は、認定事業者が次の各号に該当する場合は、認定の取消しを行うことができる。

- 一 対象事業者該当しないことが判明した場合
- 二 認定基準を満たさないことが判明した場合
- 三 次条に基づく報告を行わなかった場合
- 四 不正の手段により認定を受けた場合

- 五 第 10 条の規定による確認のための現地調査を拒否した場合
- 六 この要綱の趣旨に照らして不適切な行為があった場合
- 七 社会的な信用を損ねる行為があった場合
- 八 その他知事が認定にふさわしくないと認めた場合

(認定事業者の報告)

第 17 条 認定事業者は、別表 2 の「報告事項」欄に掲げる事項に係る前年度の取組について、同表の「報告方法」欄に掲げる方法により、前年度終了後 45 日以内に知事に報告しなければならない。

(知事の免責)

第 18 条 この要綱に基づく本制度の実施に伴い、認定事業者に不利益が生じても知事は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 15 日から施行する。

## 審査項目・審査書類

区分		項目	細項目	審査書類	
ペーシック項目	遵法性評価	B1. フロン排出抑制法第47条第1項に定める事項に関し記録を作成し、事業所に保存している。	—	【第7条第2項に基づき申請する場合】 ・別に定める記録表又はこれと同内容を記録した書類 【第8条第2項又は第9条第2項に基づき申請する場合】 ・なし（別表2-1にて提出された書類により審査を実施）	
		B2. フロン類の回収に関する基準に従ってフロン類を回収している。 ・回収後に冷媒回収口における圧力の値が基準以下になるよう吸引している。 ・フロンの性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会っている。	—	・別に定める審査票	
		B3. フロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬している。	—	・別に定める審査票	
		B4. 各種証明書（確認証明書、引取証明書、再生証明書、破壊証明書）の写しを保存している。	—	・別に定める審査票	
		B5. 上記のほかフロン排出抑制法を遵守している。	—	・別に定める審査票	
チャレンジ項目	技術力評価	回収作業の見直し	C1. 前年度の回収量・回収作業・回収率 <sup>※</sup> について実態を把握し、分析を行っている。 ※：第7条第2項の規定に基づき申請する場合は、回収率を除く。	■実態把握・分析は、次の事項について実施すること。 ①作業実態の把握 （冷媒の種類や機器（冷凍・空調等）の分類ごとに） ②回収対象機器1台当たりの作業時間・回収量に関する事項 ③作業内容の妥当性に関する事項 ④作業マニュアルの内容・活用に関する事項 ⑤保有するツールに関する事項 ⑥作業員の作業時の安全確保に関する事項 ⑦その他	【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】 ・別に定める現状分析書及び改善計画書の回収作業の見直しに係る実態把握・分析について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類 【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】 ・なし（別表2-3にて提出された書類により審査を実施）
			C2. C1を踏まえ、改善措置が具体化している。	■本項目に係る対応は、次により実施すること。 ②作業日程・作業時間の確保に向けた取組に関する検証・見直し ③効果的な作業の実施に関する検証・見直し ④効果的な各種作業マニュアルの活用に関する検証・見直し ⑤回収効率を向上させるためのツール（C8）の利用に関する検証・見直し ⑥安全確保対策の実効性確保に関する検証・見直し ⑦その他の検証・見直し ※：上記○数字はC1の○数字に対応	【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】 ・別に定める現状分析書及び改善計画書の回収作業の見直しに係る改善計画について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類 【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】 ・なし（別表2-3にて提出された書類により審査を実施）
			C3. C2の改善措置の内容が回収作業者に浸透している。	■本項目に係る対応は、事業形態に応じ、次により実施すること。 〔法人事業者等（従業員がいる個人事業者を含む。以下同じ）〕 ・作業員へ周知徹底すること。 〔従業員がいない個人事業者〕 ・改善措置の内容を自身が確認できる環境を整えること。	【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】 ・回収作業の見直しに係る改善措置の内容を作業員に浸透させるための書類 【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】 ・なし（別表2-3にて提出された書類により審査を実施）

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

審査項目・審査書類

区分	項目	細項目	審査書類	
チャレンジ項目	回収作業の見直し 技術力評価	C4. 回収作業マニュアル（手順書）を作成し、活用している。	<p>■回収作業マニュアル（手順書）には、次の事項を記載すること。</p> <p>【作業前】</p> <p>①回収対象・回収場所等の情報の確認                  ②通電状況の確認・通電されていない場合の対応                  ③時間に制約がある場合の対応                  ④回収冷媒番号・初期充填量・設置時追加充填量の確認                  ⑤冷媒ごとの分別回収が可能な回収装置および接続器具類の準備                  ⑥回収装置の点検                  ⑦回収容器（ボンベ）の点検（回収冷媒番号の表示、耐圧検査期限、可溶性の状態、過充填防止機構の作動可否等）                  ⑧機器冷媒回路図の確認                  ⑨冷媒回収モード・ポンプダウン運転の有無の確認                  ⑩サービス用ポートが設けられている場合の適切な対応                  ⑪閉鎖区間の確認（電磁弁・電子膨張弁オープナー、ピアッシングツールの使用方法を含む。）</p> <p>【作業中】</p> <p>⑫冷媒の寝込み・溶け込みが発生した場合の対応                  ⑬回収容器（ボンベ）の温度が上昇した場合の対応</p> <p>【作業後】</p> <p>⑭残存圧力の確認                  ⑮回収装置の整備</p>	・回収作業マニュアル（手順書）
		【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】 C5-1. C4のマニュアルと互換性があるチェックリストを作成している。	—	・回収作業マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（様式）
		【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】 C5-2. C5-1により作成したチェックリストに記載し、当該リストを保存している。 注：知事の場合指定を受けてから提出	—	・回収作業マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（実際に使用しているもの）
		C6. 機器点検マニュアル（手順書）を作成し、活用している。	<p>■機器点検マニュアル（手順書）には、次の事項を記載すること。</p> <p>①回収装置                  ②回収容器（ボンベ）（可溶性の状態、容器検査有効期限、日常点検、冷媒ごとに分別された容器等）                  ③ゲージマニホールド                  ④真空ポンプ                  ⑤デジタルスケール</p>	・機器点検マニュアル（手順書）
		【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】 C7-1. C6のマニュアルと互換性があるチェックリストを作成している。	—	・機器点検マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（様式）
		【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】 C7-2. C7-1により作成したチェックリストに記載し、当該リストを保存している。 注：知事の場合指定を受けてから提出	—	・機器点検マニュアル（手順書）に係るチェックリスト（実際に使用しているもの）

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

審査項目・審査書類

区分	項目	細項目	審査書類	
チャレンジ項目	回収作業の見直し	C8. 回収効率を向上させるためのツールを保有している。	<p>■回収効率を向上させるためのツールとは、次のものをいうこと。</p> <p>①回収装置（200g/分以上）                  ②電磁弁オープナー                  ③ピアッシングツール                  ④ヒートガン・ベルトヒーター                  ⑤ムシバルブ取外し工具                  ⑥大口径（3/8以上）チャージングホース                  ⑦複数台同時回収ツール（ヘッド）                  ⑧冷媒冷却装置                  ⑨携帯型発電機・ポータブル電源                  ⑩その他</p>	・回収効率向上のためのツールの保有を証明する書類
		C9. 作業員が夏季に回収作業を行う際の暑さ対策の方策など、作業員の作業時の安全確保方針を定めている。	—	・別に定める審査票・資料
	従業員教育・人材確保	C10. フロン類回収に関する研修（社内外）への計画的な参加を促進する仕組みがある。	<p>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。                  〔法人事業者等〕                  ・従業員の研修参加を後押しする仕組みがあること。                  〔従業員がいない個人事業者〕                  ・自らの社外研修等への参加に関する中長期的な計画を策定していること。</p>	・別に定める審査票・資料
		C11. フロン類回収に関する資格取得を促進する仕組みがある。	<p>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。                  〔法人事業者等〕                  ・資格取得者数の増加を促進する仕組みがあること。                  〔従業員がいない個人事業者〕                  ・上位資格等の取得に向けた中長期的な計画を策定していること。</p>	・別に定める審査票・資料
		C12. 経営課題の背景にある人材課題を把握し、中長期的な視点で人材戦略を立案している。	<p>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。                  〔法人事業者等〕                  ・中長期的な視点でフロン回収人材の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案していること。                  〔従業員がいない個人事業者〕                  ・中長期的な視点で自らが有するフロン回収技術の確保に向けた課題を把握し、その対策を立案していること。</p>	・別に定める審査票
		C13. 前年度におけるフロン回収に関する人材の課題を把握し、分析を行っている。	<p>■課題把握・分析は、事業形態に応じて、以下の事項について実施すること。                  〔法人事業者等〕                  ①従業員教育に関する事項                  ②人材確保に関する事項                  ③その他                  〔従業員がいない個人事業者〕                  ①自らが有する技術力向上に関する事項                  ②自らが有する技術の確保に関する事項                  ③その他</p>	<p>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】                  ・別に定める現状分析書及び改善計画書の従業員教育・人材確保に係る課題把握・分析について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類                  【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】                  ・なし（別表2-3にて提出された書類により審査を実施）</p>

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

審査項目・審査書類

区分		項目	細項目	審査書類
技術力評価	従業員教育・人材確保	C14. C13を踏まえ、改善措置が具体化している。	<p>■本項目に係る対応は、事業形態に応じて、次により実施すること。 〔法人事業者等〕</p> <p>①具体的な研修計画・資格取得計画に関する検証・見直し ②具体的な人材確保計画に関する検証・見直し ③その他の検証・見直し</p> <p>〔従業員がいない個人事業者〕</p> <p>①自らが有する技術力向上に関する検証・見直し ②自らが有する技術の確保に関する検証・見直し ③その他の検証・見直し</p>	<p>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・別に定める現状分析書及び改善計画書の従業員教育・人材確保に係る改善計画について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類</p> <p>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・なし（別表2・3にて提出された書類により審査を実施）</p>
		C15. 東京都環境局及び一般社団法人東京都冷空調設備協会主催の講習会（フロン対策講習会）の内容を確認している。	<p>■内容を確認しているとは、次の手法によるものであること。</p> <p>・審査対象期間内に、自ら又は従業員がフロン対策講習会に参加し、又はインターネット上で動画を視聴していること。</p>	<p>・別に定める審査票</p>
チャレンジ項目	社会貢献活動評価	D1. 前年度における社会貢献活動に関する事項等について現状把握・分析を行っている。	<p>■現状把握・分析は、次の事項について実施すること。</p> <p>①環境に配慮した活動推進に関する事項 ②関係者への助言・情報の発信に関する事項</p>	<p>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・別に定める現状分析書及び改善計画書の社会貢献活動に係る現状把握・分析について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類</p> <p>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・なし（別表2・3にて提出された書類により審査を実施）</p>
		D2. D1を踏まえ、改善措置が具体化している。	<p>■本項目に係る対応は、次により実施すること。</p> <p>①環境に配慮した活動に関する具体的な内容や手法に関する検証・見直し ②関係者への助言、情報発信に関する具体的な内容や手法に関する検証・見直し</p>	<p>【第7条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・別に定める現状分析書及び改善計画書の社会貢献活動に係る改善計画について記載したもの又はこれと同内容を記載した書類</p> <p>【第8条第2項又は第9条第2項の規定に基づき申請する場合】</p> <p>・なし（別表2・3にて提出された書類により審査を実施）</p>
		D3. 審査対象期間内に、関係者にフロン類の大気中への排出抑制に必要な助言や情報提供等を行っている。	<p>■本項目に係る対応は、次により実施すること。</p> <p>①廃棄等実施者等の関係者に対する、回収時における作業内容や作業目的の説明及び適正な廃棄を促すための助言や情報提供 ②機器管理者（特に恒常的に大量のフロン類を排出している者）に対する、回収率データを活用した排出抑制の取組等の促進 ③元請業者に対する、建築物の解体工事に伴うフロン類回収作業における事前確認・説明 ④他の充填回収業者に対する、効率的な回収方法等に関する情報提供 ⑤旧式機器の管理者に対する、機器更新等や適切な点検・保守に関する助言</p>	<p>・別に定める審査票</p>
		D4. フロン類が地球温暖化に与える影響、機器廃棄時におけるフロン類回収率の現状等を理解している。	<p>■本項目に係る対応は、次により実施すること。</p> <p>・国（環境省・経産省・国交省）、東京都が公表している周知資料や会議資料による確認</p>	<p>・別に定める審査票</p>
		D5. 審査対象期間内に、インターネットやパンフレット等によりフロン類の大気中への排出抑制に必要な周知を行っている。	<p>■必要な周知は、次の事項について実施すること。</p> <p>①フロン排出抑制法に基づくフロン回収の必要性 ②家電リサイクル法に基づく家庭用エアコンのフロン回収の必要性</p>	<p>・別に定める審査票・資料</p>

注：「法人事業者等」には、従業員がいる個人事業者を含む。

## 報告事項・報告方法

報告事項	報告方法
1 フロン排出抑制法第47条第1項に定める事項、冷媒番号、通電環境の有無、回収に係る時刻、出荷時充填量、設置時追加充填量、回収率 <sup>※</sup> （それぞれ回収した機器ごと）	・別に定める記録表又はこれと同内容を記録した書類により報告するものとする。
2 回収後の冷媒回収口における圧力の値	・認定事業者が任意に選定した5件について、デジタル式のゲージマニホールドの記録又は以下に掲げる事項を撮影した写真により報告するものとする。 ①開始時刻（ゲージマニホールド接続時刻）及びゲージ圧力の圧力値 ②終了時刻及びゲージ圧力の圧力値
3 次の各項目に係る取組状況（現状等把握・分析・改善措置・改善措置の周知等）  (1) フロン類の回収量・回収率・回収作業  (2) フロン回収に関する従業員教育・人材確保  (3) 社会貢献活動	・別に定める現状分析書及び改善計画書又はこれと同内容を記載した書類により報告するものとする。

※ 回収量を初期充填量と設置時追加充填量の合計値で除したもの

別記様式第1号（第7・8・9条関係）

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度申請書

（フロン排出抑制法に基づく登録）

登録番号	1310
登録年月日	

（本制度による認定）

認定番号※	
-------	--

※ 更新申請の場合に記載

年 月 日

東京都知事 殿

（郵便番号）

住 所  
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、以下の認定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

- 1 要綱第7条の規定に基づく認定
- 2 要綱第8条の規定に基づく認定の更新
- 3 要綱第9条の規定に基づく認定区分の変更の認定

\* 該当する番号に○をつけてください。

【要綱第12条の規定による認定事業者名等※の公表に関する同意】

※ 氏名又は名称、住所、連絡先、認定番号、認定区分、認定期間

- 1 すべての情報を公表することに同意します。
- 2 一部の情報を公表することに同意します。  
（公表する情報： ）
- 3 情報の公表に同意しません。

\* 該当する番号に○をつけてください。

〔担当者連絡先〕

郵便番号	（ ）		
住 所			
部 署 名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	
※受付欄			

（日本産業規格A列4番）

(表面)

別記様式第2号(第11条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

東京都知事

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記認定制度に係る認定申請について、下記のとおり認定したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第11条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 認定区分
- 2 認定期間
- 3 認定番号

(裏面)

【審査結果】

審査項目		結果	(参考) 認定基準	
ベーシック項目		適合	—	
チャレンジ項目		点	点	
(内訳)	技術力評価	回収作業の見直し	点	点
		従業員教育・人材確保	点	点
	社会貢献活動評価	点	点	

備考

(日本産業規格 A 列 4 番)

（申請者） 殿

東京都知事

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定不適合通知書

年 月 日付けで申請のあった標記認定制度に係る認定申請について、認定しないことを決定したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条の規定に基づき、通知します。

ア 実施要綱第2条に規定する対象事業者に適合していない。

イ 審査結果のとおり、実施要綱第6条に規定する認定基準を満たさない。

【審査結果】

審査項目		結果	(参考) 認定基準
ベーシック項目		適合・不適合	—
チャレンジ項目		点	点
(内訳)	技術力評価	回収作業の見直し	点
		従業員教育・人材確保	点
	社会貢献活動評価	点	点

備考

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
認定番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度変更届出書

以下の事項について変更したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

[担当者連絡先]

郵便番号	( )		
住 所			
部 署 名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	
※受付欄			

別記様式第5号（第14条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

認定番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度廃業届出書

第一種フロン類充填回収業について廃業したので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第14条の規定に基づき届け出ます。

廃業の理由	
-------	--

〔担当者連絡先〕

郵便番号 住 所	( )		
部 署 名		担 当 者 名	
電 話 番 号		メ-ルアドレス	
※受付欄			

（日本産業規格A列4番）

年 月 日

東京都知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

認定番号

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度認定返納届出書

東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度に係る認定を返納することとしたので、東京都第一種フロン類充填回収業者技術力認定制度実施要綱第 15 条の規定に基づき届け出ます。

記

認定区分	
認定期間	
返納理由	

[担当者連絡先]

郵便番号	( )		
住 所			
部 署 名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	
※受付欄			